

道銀VISAパーチェシングカード特約（2024年4月改定）

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第2条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員および使用者に対し、次条に定める社用経費支払いを目的として、使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を表面に印字した会員の申込区分に応じたクレジットカードまたは当社所定の方法で通知した会員番号（以下まとめて「カード」という）を発行し、貸与します。したがって、キャッシュサービス条項は適用されません。カードは、カード表面に印字された使用者本人または当社が通知した会員番号の名義人である使用者本人以外使用できないものとし、また、違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。会員および使用者は、カード発行後も、届出事項（法人会員規約第20条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。ただし、会員番号のみ貸与された場合は自署を不要とします。</p>	<p>第2条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員および使用者に対し、次条に定める社用経費支払いを目的として、使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を表面に印字<u>または登録</u>した会員の申込区分に応じたクレジットカードまたは当社所定の方法で通知した会員番号（以下まとめて「カード」という）を発行し、貸与します。したがって、キャッシュサービス条項は適用されません。カードは、カード表面に印字<u>または登録</u>された使用者本人または当社が通知した会員番号の名義人である使用者本人以外使用できないものとし、また、違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。会員および使用者は、カード発行後も、届出事項（法人会員規約第20条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字<u>または登録</u>されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします（<u>カードに署名欄がある場合に限る</u>）。ただし、会員番号のみ貸与された場合は自署を不要とします。</p>
<p>（2023年4月改定）</p>	<p>（<u>2024年4月</u>改定）</p>

部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約（2024年4月改定）

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第2条（使用者名義の特則）</p> <p>1. 会員はカードを使用する部署名義等を使用者として届出ることができるものとし、当社が適当と認めた場合、当社は届出された組織名称・会員番号・有効期限等（以下「会員情報」という）を表面に印字したカードを会員に貸与し、又は当社所定の方法で会員番号等（以下まとめて「カード情報」という）を通知します。会員は、貸与または通知されたカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p>	<p>第2条（使用者名義の特則）</p> <p>1. 会員はカードを使用する部署名義等を使用者として届出ることができるものとし、当社が適当と認めた場合、当社は届出された組織名称・会員番号・有効期限等（以下「会員情報」という）を表面に印字<u>または登録</u>したカードを会員に貸与し、又は当社所定の方法で会員番号等（以下まとめて「カード情報」という）を通知します。会員は、貸与または通知されたカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p>
<p>（2023年4月改定）</p>	<p>（<u>2024年4月</u>改定）</p>